

○秋田県議会傍聴規則

昭和三十五年一月二十二日
秋田県議会規則第一号

改正

昭和四四年一二月 九日議会規則第一号
昭和五一年 九月一日議会規則第一号
平成 五年 六月一八日議会規則第二号
平成 七年 四月一四日議会規則第一号
平成一八年 三月一〇日議会規則第二号
平成一八年一月二一日議会規則第三号
平成二九年一二月二二日議会規則第一号

秋田県議会傍聴規則をここに公布する。

秋田県議会傍聴規則

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百三十条第三項の規定に
基き、この規則を制定する。

（趣旨）

第一条 この規則は、会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（平一八議会規則三・一部改正）

（傍聴席の区分）

第二条 傍聴席は、特別席、報道関係者席及び一般席に分ける。

2 特別席は、秋田県議会議員礼遇規程（昭和三十四年秋田県告示第四百
八号）第二条の規定により礼遇を受ける者（以下「前議員」という。）の
席とし、報道関係者席は、秋田県政記者会に所属する報道関係者及び県
の広報事務に従事する者（以下「報道関係者等」という。）の席とし、一

般席は、特別席及び報道関係者席以外の席とする。

（平五議会規則二・一部改正）

（傍聴券等の交付）

第三条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券又は傍聴章の交付を受けな
ければならない。

（傍聴券）

第四条 傍聴券は、会議当日議会事務局所定の場所において交付する。

（平一八議会規則二・平二九議会規則一・一部改正）

（傍聴章）

第五条 傍聴章は、報道関係者、前議員又は秋田県職員で、議長が特に必
要があると認める者に交付する。ただし、前議員については礼遇章をも
つて傍聴章に代えるものとする。

2 傍聴章の交付を受けた者は、当該会期を通じて傍聴することができる。

（平一八議会規則二・一部改正）

（傍聴人の入場）

第六条 傍聴人が入場しようとするときは、指定の入口で傍聴券又は傍聴
章を係員に提示しなければならない。

（平二九議会規則一・旧第七条繰上）

（傍聴券等の提示）

第七条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券又は傍聴章を提
示しなければならない。

（平二九議会規則一・旧第八条繰上）

（傍聴券等の返還）

第八条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、
これを返還しなければならない。

2 傍聴章の交付を受けた者は、当該会期が終つたときは、これを返還しなければならない。

(平二九議会議則一・旧第九条繰上)

(傍聴人の定員)

第九条 一般席の傍聴人の定員は、百六十人とする。

2 傍聴人が前項の定員に達したときは、傍聴券又は傍聴章を所持する者であつても入場させないことがある。

(平二九議会議則一・旧第十条繰上・一部改正)

(議場への入場禁止)

第十条 傍聴人は、議場に入ることができない。ただし、報道関係者等が議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(平五議会議則二・一部改正、平二九議会議則一・旧第十一条繰上)

上)

(傍聴席に入ることができない者)

第十一条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

一 銃器、棒、その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

二 はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕又は傘の類を携帯している者

三 はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン又はヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

四 ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機又は映写機の類を携帯している者(第十三条ただし書の規定により議長の許可を得た者を除く。)

五 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

六 下駄又は木製サンダルの類を履いている者

七 酒気を帯びていると認められる者

八 異様な服装をしている者

九 前各号に掲げるもののほか議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 議長は、必要があると認めるときは、係員をして、前項第一号から第五号までに規定する物品を着用し、又は携帯しているか否かを傍聴人に質問させることがある。

3 議長は、傍聴人が前項の質問に応じないときは、その者の入場を禁止することがある。

(昭五一議会議則一・平五議会議則二・一部改正、平二九議会議則一・旧第十二条繰上・一部改正)

(傍聴人の守るべき事項)

第十二条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静しゆくを旨とし、次の事項を守らなければならない。

一 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

二 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと。

三 はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。

四 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他着用することにつきやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

五 飲食又は喫煙をしないこと。

六 みだりに席を離れないこと。

七 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

八 その他議場の秩序を乱し又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(昭五一議会議規則一・一部改正、平二九議会議規則一・旧第十三条
繰上・一部改正)

(撮影等の禁止)

第十三条 傍聴人は、傍聴席において撮影、録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者はこの限りでない。

(平五議会議規則二・一部改正、平二九議会議規則一・旧第十四条繰上)

(係員の指示)

第十四条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(平二九議会議規則一・旧第十五条繰上)

(違反に対する措置)

第十五条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることがある。

(昭五一議会議規則一・一部改正、平二九議会議規則一・旧第十六条繰上)

(補則)

第十六条 この規則の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(平一八議会議規則二・追加、平二九議会議規則一・旧第十七条繰上)

附 則

1 この規則は、昭和三十五年一月二十五日から施行する。

2 秋田県議会傍聴人取締規則(昭和二十四年八月一日)は、廃止する。

附 則 (昭和四四年議会議規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五一年議会議規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年議会議規則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成七年議会議規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年議会議規則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年議会議規則第三号)

この規則は、平成十八年十一月二十四日から施行する。

附 則 (平成二九年議会議規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。